

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。

請求書は利用月の翌月15日までにお届けいたします。支払い方法は、銀行、郵便局からの引き落とし、銀行振り込みからご契約の際に選択できます。利用者負担金の支払いを受けた後、利用者負担金の受領に関わる領収書等を差し上げます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び別府市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 高齢者虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の装置を講じます。また、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と職員への委員会結果周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための研修の実施
- (4) 上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

12. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0977-24-0001 面接場所 別府中央病院 在宅支援部 受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	別府市高齢者福祉課	電話番号 0977-21-1111
	大分県国民健康保険団体連合会	電話番号 097-534-8475